

高齢者の

安全運転サポート車

の購入等を支援します。

①対象となる方 次の全てを満たす方

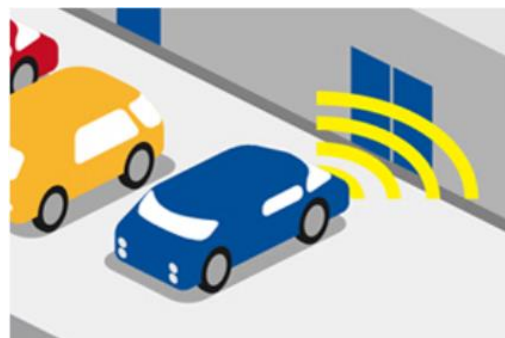
- ◆ 県内にお住まいの満65歳以上の方（令和3年度内に65歳に達する方を含む。）
- ◆ 令和3年4月1日以降に、以下②の「補助対象となる車両」を登録または届出した方
- ◆ 自動車検査証に記載された使用者である方
- ◆ 限定運転に取り組むことを宣言している方
- ◆ 県税に滞納のない方

②補助対象となる車両 次の全ての装置を搭載した車両（サポカーSワイド）

○衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）



○ペダル踏み間違い急発進抑制装置



○車線逸脱警報装置



○先進ライト

イラストの出展：経済産業省ウェブサイト(<https://www.safety-support-car.go.jp/>)上記①②に該当の場合 **20,000円** を補助します。

申請書等の郵送（提出）先・お問合せ先

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1（電話 0776-20-0745）

受付時間：平日（月～金）8:30～17:15（年末年始・祝日を除く）

自動車税（種別割）は、
5月31日（月）までに
納めましょう！

補助金の申請から交付までの流れ

(1) 安全運転サポート車を注文(購入、リース)します。

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに登録または届出する新車・中古車が対象です。

※補助金の交付は1人1回(台)限りです。

(2) 補助金交付申請書を福井県に郵送(提出)してください。

【添付書類】

- ①安全運転サポート車販売証明書(事業者に記載を依頼してください。)
- ②県税の納税状況の確認について
- ③自動車検査証の写し
- ④運転免許証の写し(住所変更がある場合は裏面の写しも必要です。)
- ⑤限定運転宣言書の写し(両面)

※申請書の受付期間は、令和3年6月1日～令和4年3月4日です。(必着)

※申請書類は、登録または届出の翌月末までに提出してください。

ただし、

登録または届出の日が、令和3年4月1日から4月30日の場合は、翌々月末までに、

登録または届出の日が、令和4年2月1日から2月28日場合は、3月4日までに提出してください。

(3) 「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます。

(2)の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

(4) 補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます。

(3)の通知書をお送りしてから約1か月後

※年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

 補助対象車両は1年以上所有する必要があります。

補助金を受けて取得した自動車を登録または届出の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。